

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年2月15日

【会社名】 株式会社 みなと銀行

【英訳名】 THE MINATO BANK , LTD .

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 服部 博明

【本店の所在の場所】 神戸市中央区三宮町2丁目1番1号

【電話番号】 神戸(078)331-8141(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員
企画部長 藤本 剛

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋室町4丁目5番1号
株式会社みなと銀行 東京事務所

【電話番号】 東京(03)5200-0666

【事務連絡者氏名】 執行役員
東京事務所長 加藤 浩一

【縦覧に供する場所】 株式会社みなと銀行 大阪支店
(大阪市中央区瓦町4丁目2番14号 京阪神瓦町ビル6階)

株式会社みなと銀行 東京支店
(東京都中央区日本橋室町4丁目5番1号)

株式会社 東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 印は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所
ではありませんが、投資家の縦覧の便宜のため縦覧に
供する場所としております。

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当行は、平成29年9月26日開催の取締役会において、株式会社りそなホールディングス（以下、「りそなホールディングス」）、株式会社三井住友フィナンシャルグループ（以下、「三井住友フィナンシャルグループ」）、株式会社三井住友銀行（以下、「三井住友銀行」）、当行、株式会社関西アーバン銀行（以下、「関西アーバン銀行」）及び株式会社近畿大阪銀行（以下、「近畿大阪銀行」）の6社（以下、6社を併せて「全当事者」）の間で、関係当等の許認可等が得られること等を前提として、りそなホールディングスが中間持株会社「株式会社関西みらいフィナンシャルグループ」（以下、「本持株会社」）を設立すること、りそなホールディングスが保有する近畿大阪銀行株式の全部を本持株会社へ譲渡すること、りそなホールディングスが当行及び関西アーバン銀行の各普通株式を対象とする公開買付けをそれぞれ実施すること、三井住友銀行が保有する関西アーバン銀行の第一種優先株式（以下、「本優先株式」）をりそなホールディングスへ譲渡すること、並びに、本持株会社による当行及び関西アーバン銀行との株式交換（以下、「本株式交換」）をそれぞれ実施すること等により、当行、関西アーバン銀行及び近畿大阪銀行の3社の経営統合（以下、「本経営統合」）を行うことを決議し、同日、全当事者間で統合契約書（以下、「本統合契約」）を締結し、同日に金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号、第4号、第6号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出し、平成29年10月17日、平成29年11月14日、及び平成29年11月29日に同法第24条の5第5項に基づき、当該臨時報告書の訂正報告書を提出致しました。

このたび、りそなホールディングスが平成29年12月27日より実施しておりました当行普通株式に対する公開買付け（以下、「本公開買付け」）が、平成30年2月14日をもって終了し、りそなホールディングスより本公開買付けの結果について報告を受けておりますが、本公開買付けの結果、平成30年2月20日（本公開買付けの決済の開始日）付で当行の親会社及び主要株主の異動が生じることとなり、訂正すべき事項が生じたので、平成29年9月26日付で提出致しました臨時報告書並びに平成29年10月17日、平成29年11月14日、及び平成29年11月29日付で提出致しました臨時報告書の訂正報告書の記載事項の一部を訂正するため、同法第24条の5第5項に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

2 報告内容

・ 本経営統合に関する事項

2 . 本経営統合の内容・スケジュール

(2) 本経営統合の日程（予定）

・ 親会社、及び主要株主の異動に関する事項

（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号、第4号の規定に基づく報告）

1 . 本公開買付けによる異動

(1) 親会社の異動

当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当行の議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合（親会社でなくなるもの）

当該異動の理由及びその年月日

ア . 当該異動の理由

イ . 当該異動の年月日

(2) 主要株主の異動

異動の年月日

2 . 本株式交換による異動

(1) 親会社の異動

当該異動に係る親会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金又は出資の額及び事業の内容

（親会社でなくなるもの）

当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当行の議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合（親会社でなくなるもの）

当該異動の理由及びその年月日

ア . 当該異動の理由

(2) 主要株主の異動

当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合
(主要株主でなくなるもの)

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

2 報告内容

・本経営統合に関する事項

2. 本経営統合の内容・スケジュール

(2) 本経営統合の日程(予定)

(訂正前)

平成29年9月26日(本書提出日)	本統合契約の締結に係るりそなホールディングス、三井住友銀行、当行、 関西アーバン銀行及び近畿大阪銀行の取締役会決議及び三井住友フィナン シャルグループの執行役の決定 本統合契約の締結
平成29年10月16日	当行及び関西アーバン銀行の各臨時株主総会並びに関西アーバン銀行の普 通株主及び本優先株主による種類株主総会の基準日公告
平成29年10月31日	当行及び関西アーバン銀行の各臨時株主総会並びに関西アーバン銀行の普 通株主及び本優先株主による種類株主総会の基準日
平成29年11月14日	本持株会社の設立、本株式交換に係る株式交換契約締結
平成29年11～12月頃(予定)	近畿大阪銀行株式譲渡の実行
平成29年12月26日(予定)	本持株会社、当行及び関西アーバン銀行の各臨時株主総会、関西アーバン 銀行の普通株主及び本優先株主による各種類株主総会
平成29年12月27日(予定)	当行株式公開買付け及び関西アーバン銀行株式公開買付けの開始日
平成30年2月14日(予定)	当行株式公開買付け及び関西アーバン銀行株式公開買付けの終了日
平成30年2月20日(予定)	本優先株式譲渡の実行
平成30年3月28日(予定)	当行の普通株式及び関西アーバン銀行の普通株式の上場廃止
平成30年3月30日(予定)	当行及び関西アーバン銀行の議決権基準日削除に係る定款変更の効力発生
平成30年4月1日(予定)	本株式交換の効力発生 本持株会社普通株式のテクニカル上場
平成31年4月頃(予定)	関西アーバン銀行-近畿大阪銀行合併

(訂正後)

平成29年9月26日(本書提出日)	本統合契約の締結に係るりそなホールディングス、三井住友銀行、当行、 関西アーバン銀行及び近畿大阪銀行の取締役会決議及び三井住友フィナン シャルグループの執行役の決定 本統合契約の締結
平成29年10月16日	当行及び関西アーバン銀行の各臨時株主総会並びに関西アーバン銀行の普 通株主及び本優先株主による種類株主総会の基準日公告
平成29年10月31日	当行及び関西アーバン銀行の各臨時株主総会並びに関西アーバン銀行の普 通株主及び本優先株主による種類株主総会の基準日
平成29年11月14日	本持株会社の設立、本株式交換に係る株式交換契約締結
平成29年12月7日	近畿大阪銀行株式譲渡の実行
平成29年12月26日	本持株会社、当行及び関西アーバン銀行の各臨時株主総会、関西アーバン 銀行の普通株主及び本優先株主による各種類株主総会
平成29年12月27日	当行株式公開買付け及び関西アーバン銀行株式公開買付けの開始日
平成30年2月14日	当行株式公開買付け及び関西アーバン銀行株式公開買付けの終了日
平成30年2月20日(予定)	本優先株式譲渡の実行

平成30年3月28日(予定)	当行の普通株式及び関西アーバン銀行の普通株式の上場廃止
平成30年3月30日(予定)	当行及び関西アーバン銀行の議決権基準日削除に係る定款変更の効力発生
平成30年4月1日(予定)	本株式交換の効力発生 本持株会社普通株式のテクニカル上場
平成31年4月頃(予定)	関西アーバン銀行-近畿大阪銀行合併

・親会社、及び主要株主の異動に関する事項

(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号、第4号の規定に基づく報告)

1. 本公開買付けによる異動

(1) 親会社の異動

当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当行の議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合
(親会社でなくなるもの)

(訂正前)

ア. 三井住友フィナンシャルグループ

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前 (平成29年3月31日現在)	190,305個(190,305個)	46.42%(46.42%)
異動後	未定	未定

イ. 三井住友銀行

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前 (平成29年3月31日現在)	184,834個(個)	45.09%(%)
異動後	未定	未定

(注1) 総株主等の議決権に対する割合は、本第1四半期報告書に記載された平成29年3月31日現在の総株主の議決権の数409,940個を分母としております。以下同じとします。

(中略)

(注5) 本公開買付けプレスによれば、本公開買付けにおいては、所有割合15.00%に相当する当行普通株式6,182,500株の取得を目的としており、買付予定数の上限を6,182,500株に設定していることから、本公開買付けの決済日の開始日における三井住友フィナンシャルグループ及び三井住友銀行の所有議決権の数及び総株主等の議決権に対する割合が本書提出日現在確定していません。

(訂正後)

ア. 三井住友フィナンシャルグループ

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前 (平成29年3月31日現在)	190,305個(190,305個)	46.42%(46.42%)
異動後	142,573個(142,573個)	34.78%(34.78%)

イ．三井住友銀行

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前 (平成29年3月31日現在)	184,834個(個)	45.09%(%)
異動後	138,474個(個)	33.78%(%)

(注1) 総株主等の議決権に対する割合は、当行が平成30年2月1日に提出した第19期第3四半期報告書に記載された平成29年9月30日現在の総株主の議決権の数409,941個を分母としております。以下同じとします。

(後略)

当該異動の理由及びその年月日

(訂正前)

ア．当該異動の理由

本公開買付けプレスによれば、三井住友銀行は、本公開買付けにおいて、三井住友銀行の保有する全ての当行普通株式18,483,435株につき、本公開買付けに応募する旨の合意をしているとのことです。そのため、本公開買付けの結果、三井住友フィナンシャルグループ及び三井住友銀行が当行の親会社でなくなる可能性があります。本公開買付け後に三井住友フィナンシャルグループ及び三井住友銀行が当行の親会社である場合においても、本株式交換の効力発生日(平成30年4月1日予定)をもって、当行の親会社である三井住友フィナンシャルグループは当行の親会社でなくなり、また、当行の親会社である三井住友銀行は、当行の親会社に該当しないこととなります。

イ．当該異動の年月日

本公開買付けの決済の開始日に当該異動が生じる可能性があります。なお、本書提出日現在においては、本公開買付けの期間は、平成29年12月27日から平成30年2月14日まで(30営業日)とする予定であり、当該期間が終了した後遅滞なく決済が開始される予定です。

(訂正後)

ア．当該異動の理由

当行は、りそなホールディングスより、三井住友銀行は、本公開買付けにおいて、三井住友銀行の保有する全ての当行普通株式18,483,435株につき、本公開買付けに応募した旨の連絡を受けており、その結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、三井住友フィナンシャルグループ及び三井住友銀行が当行の親会社でなくなることが見込まれます。

イ．当該異動の年月日

平成30年2月20日(本公開買付けの決済の開始日)

(2) 主要株主の異動

異動の年月日

(訂正前)

本公開買付けの決済の開始日に当該異動が生じる予定です。なお、本報告書提出日現在においては、本公開買付けの期間は、平成29年12月27日から平成30年2月14日まで(30営業日)とする予定であり、当該期間が終了した後遅滞なく決済が開始される予定です。

(訂正後)

平成30年2月20日(本公開買付けの決済の開始日)

2. 本株式交換による異動

(1) 親会社の異動

当該異動に係る親会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金又は出資の額及び事業の内容
(親会社でなくなるもの)

(訂正前)

(親会社でなくなるもの)

ア. 三井住友フィナンシャルグループ

名称	株式会社三井住友フィナンシャルグループ
所在地	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号
代表者の氏名	國部 毅
資本金の額	2,337,895百万円(平成29年3月31日現在)
事業の内容	銀行持株会社

イ. 三井住友銀行

名称	三井住友銀行
所在地	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号
代表者の氏名	高島 誠
資本金の額	1,770,996百万円(平成29年3月31日現在)
事業の内容	銀行業

(訂正後)

[削除]

当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当行の議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合
(親会社でなくなるもの)

(訂正前)

(親会社でなくなるもの)

ア. 三井住友フィナンシャルグループ

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前 (平成29年3月31日現在)	190,305個(190,305個)	46.42%(46.42%)
異動後	個(個)	%(%)

イ. 三井住友銀行

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前 (平成29年3月31日現在)	184,834個(個)	45.09%(%)
異動後	個(個)	%(%)

(訂正後)

[削除]

当該異動の理由及びその年月日

ア．当該異動の理由

(訂正前)

りそなホールディングスは、本持株会社の議決権の51%程度を保有することを予定していることから、本株式交換の効力発生日(平成30年4月1日予定)をもって、りそなホールディングスは当行の親会社に該当することとなります。本公開買付け後に三井住友フィナンシャルグループ及び三井住友銀行が当行の親会社である場合においても、同日をもって、当行の親会社である三井住友フィナンシャルグループは当行の親会社でなくなり、また、当行の親会社である三井住友銀行は、当行の親会社に該当しないこととなります。

(訂正後)

りそなホールディングスは、本持株会社の議決権の51%程度を保有することを予定していることから、本株式交換の効力発生日(平成30年4月1日予定)をもって、りそなホールディングスは当行の親会社に該当することとなります。

(2) 主要株主の異動

当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合(主要株主でなくなるもの)

(訂正前)

(前略)

イ．三井住友銀行

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前 (平成29年3月31日現在)	184,834個	45.09%
異動後	個	%

(訂正後)

(前略)

イ．三井住友銀行

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	138,474個	33.78%
異動後	個	%